

## 第 13 回和光市個人情報保護審議会会議録

平成 17 年 5 月 27 日（金曜日） 午前 9 時 58 分～午前 11 時 8 分

和光市役所 3 階 第 1 委員会室

### 議題

- 1 平成 16 年度個人情報取扱事務について
- 2 その他

### 出席者

石井彰会長、矢野久美副会長、東洋子委員、片山泰輔委員、富澤甚五郎委員、本橋淳男委員、山田正史委員（以上 7 名出席）

事務局 横内企画部長、川畑市政情報課長、橋本課長補佐、本多主査

### 欠席者

今村一幸委員

事務局 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今から、和光市個人情報保護審議会を開催いたします。条例第 38 条の規定により議事の進行を会長にお願いします。

会長 おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今年度 2 回目の審議会になります。本日の出席者は 7 名で過半数に達していますので、会議は成立しています。本日の議題は、平成 16 年度の個人情報取扱事務についてとその他です。その他については、個人情報保護行政に関するいくつかの動きがあるようなので事務局から説明があると思います。それでは、議題 1 の平成 16 年度個人情報取扱事務について事務局の説明を求めます。

事務局 平成 16 年度における個人情報取扱事務の登録等について報告します。これは条例第 8 条第 5 項及び施行規則第 4 条の規定に基づく報告になります。資料 1 をご覧ください。平成 16 年度個人情報保護制度実施状況は、条例第 43 条の規定に基づく公表事項を記載したものです。これにつきましては、情報公開の実施状況と併せて告示を予定しています。概要につきましては、広報わこう 6 月号およびホームページにも掲載を予定しています。1 の「個人情報取扱事務登録件数」につきましては、条例 8 条第 2 項により平成 16 年度に新たに登録された件数は、市長 29 件、教育委員会 3 件、議会 2 件で合計 34 件になります。登録内容の変更の登録件数は、市長 9 件、教育委員会 4 件、農業委員会 1 件、議会 4 件で合計 18 件になります。主な内訳は、目的外利用の開始 1 件、外部提供の開始 7 件です。登録の廃止件数は、市長 13 件になります。以上から平

成 17 年 3 月 31 日現在の総登録件数は 500 件になります。資料 2 をご覧ください。これは資料 3 と 4 にあります各実施機関から送付された個人情報取扱事務の登録・変更・廃止報告書の内容を取りまとめたものになります。平成 16 年度は、合計 65 件の開始、変更、廃止報告がありました。資料 1 に戻りまして、2 の「個人情報の収集の状況」につきましては、条例第 6 条第 2 項による本人以外から収集した事務の件数は 173 件あります。3 の「個人情報の目的外利用の状況」につきましては、条例第 10 条第 1 項による新規利用件数は 1 件ありまして、内容としましては、老人保健医療について、総利用件数は 46 件になります。「外部提供の状況」につきましては、同じく第 10 条第 1 項による新規提供件数は 13 件あります。主なものとして、小中学校生徒の在籍事務や農家基本台帳事務などがありまして、総提供件数は 52 件になります。裏面をご覧ください。4 の「個人情報の開示請求及び訂正等の請求件数並びに内容」につきましては、条例第 14 条第 1 項による開示請求件数は 8 件で、内容としては印鑑証明交付申請書の請求 5 件、住民票等交付申請書の請求 2 件、住民異動届の請求 1 件となっています。それらの請求に係る個人情報の開示決定等件数につきましては、開示決定 1 件、一部開示決定 2 件、不開示決定 5 件となっています。不服申立てについては、1 件もありませんでした。以上になります。

会長 以上のように、条例第 8 条に基づき 1 年間の取扱件数について審議会に報告することになっています。数字の羅列では、個人情報保護が数字だけで的確に行われているか確認ができない部分もあるかと思いますが、資料の 3・4 については、具体的に個別の事務についての開始・変更・廃止の報告があります。今までの事務局の説明について、質問や意見がありましたらお願いします。

山田委員 今の報告では、新規登録件数が 34 件、変更件数が 18 件、廃止が 13 件で合計 65 件であるが、資料 2 の目録において、64 件しか表示がないのは。

事務局 資料 2 の 40 にあります「平成 16 年度和光市民意識調査」ですが、この事務につきましては、事務の開始と廃止が同日で処理されましたので、資料 2 の件数が 64 件となっていますが、平成 16 年度における事務の開始・変更・廃止の合計は 65 件となります。

山田委員 それならば、2 つに分けて表示したほうが良いと思います。

会長 資料 2 については、開始・変更・廃止の合計欄を作った方が見やすくなる。この 40 の事務が開始と廃止が同日で行われているのはどうゆうことですか。

事務局 この事務につきましては、市民意識調査を行うため、住民基本台帳のデータから無作為抽出により 2,000 件の宛名シールを作成した事務のため、開始と廃止が同日となります。

山田委員 民間に外部提供をしたとありますが、宛名データを提供したのですか。

事務局 この事務は、総合振興計画を策定するにあたり、2,000人の無作為抽出により市民の意識調査を行います。住民基本台帳のデータから郵送用の宛名シールを作成しました。コンサルタントに調査を委託していますので、コンサルタントが宛名シールを封筒に貼る作業を行うことから外部提供を行いました。

山田委員 コンサルタントにデータを送ったのですか。

事務局 打ち出した宛名シールを渡し、コンサルタントが宛名シールを封筒に貼り郵送しました。

山田委員 どう処理したのですか。コンサルタントに渡った後の処理の確認はしていますか。

事務局 宛名シールを全て封筒に貼ったこと確認しています。

山田委員 危ないのは、民間にデータを渡すとき、民間が受けたデータを紙媒体でもコピーできてしまう。それに対する認識を持って、契約時に個人情報保護の取組みを確認していますか。

事務局 委託契約をするときは、契約書の中に「個人情報取扱特記事項」を様式で定め、契約書に添付しています。内容としましては、手引きの192ページにあります。この中で、個人情報保護に関する措置事項が明記されています。

会長 今回のケースは分かりやすいものであったが、審議会の意見として住所・氏名の個人情報であっても委託するときは、条例に基づき委託事業者に対し個人情報の取扱いを確認して欲しいと意見があったことを会議録に残しておいてください。他に質問や意見がありましたらお願いします。それでは、次の議題に進みます。その他になります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議題の2番目のその他になりますが、4件報告させていただきます。1番目は和光市個人情報保護審議会について、2番目は和光市個人情報保護審議会開催経過について、3番目は電子申請についての概要、4番目は研修を行った職員等の出席状況についての報告をいたします。和光市個人情報保護審議会については、前回の審議会で説明をいたしましたが、分かりやすく説明して欲しいとの意見がありましたので、改めてご説明いたします。

(配布資料「和光市個人情報保護審議会について」により説明)

続きまして、和光市個人情報保護審議会開催経過についてご説明いたします。第1回から第11回まで開催しておりまして、第1回開催の平成13年4月27日から行われております。主なものとしまして、第3回の審議会では、住民基本台帳ネットワークの接続についての報告がありました。これにつきましては、審議会に戸籍住民課の職員の出席を求め、担当職員からの説明を聴きました。第6回目では、住民基本台帳ネットワークの第2次稼働のその後として、住基カードの発行について、同じく戸籍住民課の職

員が説明を行いました。第9回の審議会ではコンビニ収納についての説明がありました。今年の3月からスタートしまして、5月25日までの間の利用件数は、3,442件ありました。コンビニ収納ができるものとしては、住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の4つの税につきまして納付が行われております。以上が開催経過となります。

会長 以上が前回の審議会で、委員から意見や質問がありましたので、資料を事務局が作成し、説明をしてもらいました。これまでの説明で質問や意見がありましたらお願いします。無いようですので、次の説明をお願いします。

事務局 3番目としまして、電子申請の概要についてご説明いたします。埼玉県下ほぼ全市町村の中で共通様式を用いまして、電子申請を進めていく動きがございまして、全部で33業務ございますが、その中の9業務につきまして、和光市では9月1日にスタートするよう6月議会に条例案の提出をしています。今年度の参加する市町村が10市町ございまして、川口市、所沢市、川越市、越谷市、戸田市、深谷市、日高市、毛呂山町、小鹿野町、和光市でございます。10市町によりまして、8月22日から9月にかけて開始されます。和光市では9月1日から開始を考えております。利用できる項目につきましては、住民票の写しの申請、住民票記載事項証明の申請、戸籍謄抄本等の交付申請、印鑑登録証明書交付申請、畜犬登録として、犬の新規登録・狂犬病予防注射済票の交付申請、同再交付申請、犬の鑑札の再交付申請、犬の死亡届、犬の登録事項変更申請でございます。その他として、一般家庭粗大ゴミ搬入の申込、妊娠届、水道の開栓・休栓届、付記転出届の15事務につきましての電子申請がスタートすることになります。33業務のうち残りの業務につきましては、11月を目途にワーキンググループ等で検討を重ねてまいります。主な事務としましては、市県民税課税証明、市県民税所得証明、固定資産評価証明、原動機付自転車の新規登録、国民健康保険加入届等ございますが、広報わこうの8月号において詳しく説明したいと考えております。以上が電子申請の現在の段階における概要でございます。

会長 最初にスタートすることで、懸念と同時に期待があるかと思えます。電子申請が進むことで、行政の効率化が期待したい点になります。電子申請ができない従来の書面による申請についても当然残り、それに対するサービスも継続しますが、個人情報漏らさないよう実施機関は目を配ってやってもらいたい。本日の説明は市議会にかけの前に行いましたが、市議会で意見等が出るかと思えます。それを踏まえて、実施してもらいたい。9月に開始するときには、発言したことを進めてもらいたい。事務局の説明について、意見や質問があればお願いします。

本橋委員 ご参考までにお聞きしたいのですが、もし、あってはならないことが起きてしまった場合に、謝罪広告等の対応があるかと思えますが、それに対して補てんできる

ような保険について、和光市はどのような対応を取っているのか伺いたと思います。  
事務局 謝罪広告に係る費用に対する保険につきましては、今の段階ではまだ対策を取っておりません。

本橋委員 商工会の立場から参加していますが、商工会を取り巻く環境のなかで、既に団体として個人情報を中心に取扱っているため、保険をいくつかかけています。個人情報保護法が4月1日から完全施行され、特に事業所を抱える団体としまして、万が一そうなった場合に情報の件数や内容等で相当な負担を強いられます。特に公共性の高い情報を持っている行政の情報量を考えますと、万が一の対策を取る必要があるかと思いません。まだ市では対策を取っていないならば、検討してもらいたと思います。市民の税金から補てんとなるといかなものかと思いません。

会長 あってはならないと何度も言っていますが、それは当然のことであり、あってからでは遅いと思います。ただ、企業、公共性を持った団体、行政の場合と色々なレベルで予防機能を考えなくてはならない。他に意見や質問があればお願いします。

副会長 新聞の切抜きを持ってきているのですが、ふじみ野でご老人の姉妹がリフォーム業者の被害にあった件の記事がありましたが、個人情報保護法が施行されることにより、認知症等の人の情報が福祉の方にいかなくなっていて苦労している側面が書かれているのですが、和光市としてはそういう問題は現在ないのか、また対策を取っているのか聞きしたいと思います。

会長 電子申請ではなく、一般的な話になるかと思いますが、ふじみ野での具体的例がありましたので、言いかえますと行政情報の活用という面でのデメリットについて指摘されていますが、事務局の考えをお願いします。

事務局 私の記憶で申し上げますと、民生委員が和光市に90人から100人位いますが、何年か前までは、民生委員の仕事の中に社会実態調査というものがありました。どこに誰が住んでいるのか、民生委員が自分の担当区域を把握している。それが、プライバシーの問題で市民から困るとの話があり、今では行っていません。そうしますと、民生委員はそれぞれ自分の活動の範囲で情報を得るしかなくなってしまいます。ふじみ野の件は、私も新聞を見たのですが、被害にあった人はかなりしっかりした方で、自立した生活を送っていたそうです。人の世話にならないとの報道があったと思います。その点が非常に難しいので、一方的に行政の力で入ってその人が認知症なのか確認ができない。地域コミュニティに頼るしかないのが個人情報保護の難しさだと考えています。個人情報が悪用することだけでなく善意で救おうとすることでも入ってこなくなってしまう。先日のJR西日本の事故で負傷者が16の病院に運ばれましたが、その内の10の病院では個人情報保護の観点から、誰が運ばれているのか教えないとの報道がありました。それが、これからの個人情報保護の課題となってくると考えます。

会長 個人情報の保護と情報の開示については、絶えずいろんな問題が出るかと思いません。JR西日本の事故に関する病院側の対応については、皆さんの一人一人意見が違いかと思います。そういうことがあることを踏まえた行政を審議会として期待しなければいけないということは間違えないだろうと思います。他に質問や意見がありましたらお願いします。

山田委員 電子申請については、インターネットを通じて行いますが、セキュリティ対策をどのように行っているのか伺いたい。

事務局 具体的な申請方法としまして、個人の家等からインターネットを通じて申請を行いますが、現在のところは個人認証を含めない単純な事務も対象としております。しかし、今後は、電子認証した公的個人認証を受けたもので本人確認ができるシステムでの取扱いに発展していく予定であります。これらにつきましては、総合行政ネットワーク(LGWAN)がありまして、これは行政だけをネットワークで結んだシステムとなります。それを利用しまして、事務を処理しますので外部からのインターネットによるアクセスはできない構造になっております。

山田委員 個人の家から申請をする場合、本人確認ができないのでは。

事務局 住基カードの中にあるICチップを利用しまして、住基カードをカードリーダーに読み込み認証を受けることにより個人認証ができることとなります。

山田委員 インターネットを利用することで、何かあることに対する防御措置はされていますか。

事務局 インターネットを利用することで、偽造や改ざんのおそれがありますので、申請時には、公開鍵と秘密鍵の2つの鍵を使用します。公開鍵で作成した文書は秘密鍵でないと開くことができないシステムになっております。これを利用しまして、秘密性の保持や本人確認を行います。

会長 他に発言があるかと思いますが、議事を進めます。職員研修についてですが、前回の審議会で発言がありましたので補足説明をお願いします。

事務局 平成16年度における職員等を対象としました個人情報保護関連の研修の出席情報につきましては、7月14日、15日の2日間でサンアゼリアの小ホールにおいて地方自治情報センターの永澤講師による情報セキュリティ研修を行いました。出席者は397名でした。また、2月4日、8日に明治大学の教授でもあり弁護士の夏井先生による個人情報保護条例の研修を開催しました。こちらの出席者は394名でした。出席率は2つの研修とも96%であります。

会長 質問や意見がありましたらお願いします。

片山委員 研修を行うことはいいことだと思いますが、それがちゃんと業務に生かされているのが最大のポイントだと思います。研修を行って届出制を作りそれをチェック

する。罰則規定を設けましたが、手続きとしてはあればいい話ですが、常にみんなに監視されている状態はコスト的に無理だと思います。例えば、1人の職員に対して3人の監視員を配置し監視することはできるが、それは現実的ではない。どの部所にいる職員でも必ず個人情報保護に関して、主体的に判断ができる状況を作っていく必要があると思います。マネジメント面からみて気にすることは、例えば人事考課とかの個人の昇任、昇格、評価等に個人情報保護の問題についてやっているのかとの情報があることで、一人ひとりの行動指針を決める上で大事なものとなってくる。罰則ではなく、個人情報保護の趣旨については、善意の利用についての問題があるのは、そもそも個人情報が悪用されて被害が出ていることが大きな問題となっています。それを防ぐために積極的な努力をしたということをきちんと各部所で、評価者の管理職が部下に対し評価するよう、人事制度の中にそういう要素を盛り込むことをやってもらいたい。例えば、個人情報が入っているノートパソコンを、仕事が忙しいため自宅に持って帰ったときに盗難にあってしまう事故。それは期限に間に合わせる事が大事だと仕事の指示が出ているからで、個人情報保護のために、期限があったとしてもきちんと行うために段取りを変える必要があるとか、コストがかかっても人員を増やす必要があるとかを提案していかないと、先日のJR西日本の件のように、時間を守る事だけが優先され行動すると大事なミッションが飛んでいってしまう。その辺のシステムを含めた研修を行っていく必要があると思います。

会長 それが行政の実態であり、随所に個人情報保護について、単に啓発だけでなく、具体的な対策を絶えず進めてもらいたい。審議会の総意だと思いますので、実施機関に対してそれぞれ行動が徹底するようお願いします。

片山委員 民間企業の場合は不祥事を起こすと仕事を失いますし、訴訟でコストがかかるため、危機感を持っているところは真剣に行うと思います。契約に盛り込んであれば、悪意でやる従業員がいる可能性があるかも知りませんが、その場合は企業がその従業員を訴えることとなりますので、基本的には自制が働くと思います。公共機関の場合は、そこが見えてきにくいところがありますので、組織文化としてそれを作ることをまず取り組んでいただきたいと思います。

会長 個人情報保護について、民間は危機感にさらされている面があり意識が高いかと思いますが、官のレベルアップを期待したいところです。この種の問題は、一回で終わるものではなく、行政としては継続しているわけですので、審議会も継続して意見交換等を行えばいけないと思います。本日、前回の会議録をお配りしましたが、発言内容について何かありましたら事務局に連絡をお願いします。他に質問や意見がなければ閉会させていただきます。